

件 名 職員等の給与改定について

1 一般職職員の給与改定について

(1) 概要

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定状況、埼玉県人事委員会勧告に基づく埼玉県職員の給与改定状況及び近隣市の職員の給与改定状況を勘案し、給料表の水準を引き上げるとともに、医師の初任給調整手当の月額限度額及び期末・勤勉手当の年間支給割合を引き上げるものです。

(2) 内容

ア 月例給

給料表：給料表の水準の引上げ

行政職給料表：表上の改定率	0.17%	(実際の改定率	0.21%)
医療職給料表(1)：	//	0.16%	(// 0.17%)
医療職給料表(2)：	//	0.17%	(// 0.12%)
技能労務職給料表：	//	0.24%	(// 0.14%)
企業職給料表(1)：	//	0.17%	(// 0.17%)
企業職給料表(2)：	//	0.24%	(// 0.12%)

イ 手当

(ア) 医師の初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用職員：月額限度額308,300円→308,600円

(イ) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当の年間支給割合を現行4.4月から0.05月分引き上げて4.45月にするため、平成30年12月期の勤勉手当の支給割合を現行0.9月から0.95月に引き上げます(再任用職員についても0.05月分引き上げ)。

平成31年度からは、6月期及び12月期それぞれにおいて、期末手当の支給割合を1.3月(再任用職員にあっては0.725月)に、勤勉手当の支給割合を0.925月(再任用職員にあっては0.45月)に改定します。

(3) 適用期日

平成30年4月1日とします。ただし、上記(2)イ(イ)の勤勉手当の引上げについては、平成30年12月1日とし、期末・勤勉手当の平成31年度以降の支給割合の改定については、平成31年4月1日とします。

2 市議会議員の期末手当の支給割合の改定について

(1) 概要

一般職職員の期末・勤勉手当の改定状況等を考慮し、議員の期末手当の支給割合を年間で0.05月分引き上げるものです。

(2) 内容

期末手当の年間支給割合を現行4.4月から0.05月分引き上げて4.45月にするため、平成30年12月期の期末手当の支給割合を現行2.275月から2.325月に引き上げます。

平成31年度から、6月期及び12月期の期末手当の支給割合を2.225月に改定します。

(3) 適用期日

平成30年12月1日とします。ただし、上記(2)内容のうち平成31年度の支給割合の改定については、平成31年4月1日とします。

3 市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合の改定について

(1) 概要

一般職職員の期末・勤勉手当の改定状況等を考慮し、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を年間で0.05月分引き上げるものです。

(2) 内容

期末手当の年間支給割合を現行4.4月から0.05月分引き上げて4.45月にするため、平成30年12月期の期末手当の支給割合を現行2.275月から2.325月に引き上げます。

平成31年度から、6月期及び12月期の期末手当の支給割合を2.225月に改定します。

(3) 適用期日

平成30年12月1日とします。ただし、上記(2)内容のうち平成31年度の支給割合の改定については、平成31年4月1日とします。

担当者	職員課長 金子
連絡先	Tel042-973-2111
	内線 330